平成２７年（フ）第８１号
広島県福山市神辺町大字川南105番地７　ＣＡＳＡ182Ａ202
債務者　井上　佳久
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第６１号
愛媛県四国中央市金田町金川174番地１南部第一団地４区19棟19号、前住所香川県観音寺市大野原町丸井653番地６プランドール・ソフィアⅠ201号室
債務者　前谷　貴大
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第２７８号
熊本市東区戸島西２丁目２番10号　アールズコートⅢ101
債務者　樋口　敬祐
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４７号
宮崎市大塚台西１丁目39番地１　県営住宅206棟４号
債務者　清野　潤子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４１号
宮崎県延岡市浜町295番地１　ＥＤすみれ203
債務者　山野　悟
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第４２号
宮崎県日向市大字塩見1298番地１　第一コーポ105号
債務者　村田親八郎
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１２３号
金沢市松島２丁目83番地　ライフ・イン・コタ102号、従前の住所金沢市玉鉾３丁目197番地１
債務者　辻森　誠
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第３４号
石川県小松市長田町ロ68番地５
債務者　山口　直樹
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第４５号
広島県呉市朝日町９－10　山本ビル201、住民票上の住所広島県呉市吉浦中町３丁目14番３号
債務者　神田　剛
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第４７号
広島県呉市警固屋１丁目１番62―101号
債務者　本田　正博
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第５０号
広島県呉市川尻町久筋１丁目16番13号
債務者　平山　祐樹
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第５１号
広島県呉市川尻町久筋１丁目16番13号
債務者　平山　望（旧姓前林）
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第５４号
広島県呉市宮原３丁目12番16号
債務者　一宮　智子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第８号
徳島県徳島市南佐古五番町２番９－205号カ・メゾン南佐古、旧住所徳島県徳島市佐古五番町７番１号
債務者　福池　恵美（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９３号
徳島県阿波市土成町土成字大法寺247番地７
債務者　池尻　知子（旧姓桧）
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６６号
熊本県菊池市亘383番地３、申立時の住所熊本県合志市須屋1624―17
債務者　池上　唯之
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係